

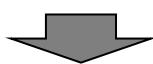
新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について (オミクロン株の特性を踏まえ感染再拡大時に備えた学校の対応を含む)

(令和5年3月24日更新、4月1日適用版)

■ 基本的な感染防止対策の考え方 **変更**

○ 主な感染経路

- ✓ 咳、くしゃみ、会話等による飛沫やエアロゾルの吸入による感染
- ✓ 接触感染 等



○ 基本的な感染防止対策を引き続き徹底

- ✓ 3つの密（密閉・密集・密接）の回避
- ✓ 人と人との距離の確保
- ✓ 手洗いなどの手指衛生、咳エチケット
- ✓ こまめな換気
- ✓ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には登校（出勤）しない
- ✓ 身体全体の抵抗力を高める（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事）

■ 学校生活におけるマスク着用の考え方 **変更**

○ マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる

- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、着脱を強いることのないよう、双方に適切に配慮
- ・ 感染状況などに応じてマスク着用を促す場合も、個人の主体的な判断を尊重
- ・ マスクの着脱に起因するコロナ差別等が生じないよう、一人一人の人権を尊重し合う環境づくりが重要

<凡 例>

- ◇印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間内外に関わらない内容とする。
- 印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間、
- ☆印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間外、かつ「感染再拡大時（1日当たりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合）」の指定期間、
- 印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間外、かつ「感染再拡大時」の指定期間外における内容とする。

児童生徒・教職員への丁寧なメンタルケアとハラスメント防止の徹底 **一部変更**

◇ 新型コロナウイルス感染症への感染、新型コロナウイルスワクチン接種やマスクの着脱に関してなど、これまで以上に人権意識を高め、感染者等へのメンタルケア及び児童生徒・教職員等に対するハラスメント防止を徹底すること。

- ・ 陽性となった児童生徒や教職員は様々な感情をもっている可能性があることに配慮し、丁寧なメンタルケアを優先すること。
- ・ 陽性に至る過程において、仮に不適切な行動があった場合にも、まずは、丁寧なメンタルケアを優先し、指導すべきことがあったとしても、落ち着いてから行うこと。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの効果・副反応などの理解を深め、接種を進める必要があるが、接種はあくまでも本人・家族の希望に基づいて行われるものであり、児童生徒や教職員等に対して、決して強制とならないよう十分留意すること。
- ・ コロナに対する恐怖心、誤解や偏見等により、ワクチン接種を希望しない、あるいはマスク着用を希望する・希望しない、着用できない児童生徒や教職員等に対する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為は決して起こらないよう徹底すること。

1 各学校での感染防止対策の徹底

(1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認 **一部変更**

◇ これまでの学校における感染防止対策を隙なく実施し、各学校で選任・設置されているコロナガードは、基本的な感染防止対策の実施状況（3つの密の回避、人と人との距離の確保、手指衛生、こまめな換気など）の確認・対策を徹底すること。

- ◇ 児童生徒が、感染防止対策の重要性を感じることができるような環境を整えること。

【特に重点的に取り組むべきこと】

- ・ 食事をとる場面においては、飛沫を飛ばさないように注意すること。具体的には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。飲食時における児童生徒の感染防止対策に関する指導については、校種や各学校の児童生徒の状況により判断すること。
- ・ 月に一度を目途に「コロナガード用チェックリスト」を活用して、学校の感染防止対策を定期的に確認すること。
- ・ 手指衛生のためのアルコール手指消毒液については、児童生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入り口に置くとともに、その利用状況についても定期的に確認すること。また、設置場所の壁などに貼付してある「使用を促す掲示物」についても定期的に確認すること。
- ・ 「雑巾やタオル、固形石鹸など他者と共有するものの撤去及び使い捨てのペーパータオルの設置」の取扱いについては、しばらくの間、継続すること。
- ・ 教室、体育館等における正しい換気の方法を児童生徒及び教職員に再徹底すること。（30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放、サーキュレータは外向きに設置し、扇風機代わりとして使用しないこと、エアコンの空気の吹き出し方向を上向きとして風が直接人に当たらないようにすること、教室内に固定してある扇風機を利用する場合も、人の方向に向けないこと（風上の人が感染者であったとした場合、ウイルスが風下に拡がってしまうことを防ぐためである）。また、十分な換気ができているか把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられる。学校環境衛生基準では、1,500ppmを基準としているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされており、これらも踏まえたうえで、効果的な換気に取り組むこと。）
- ・ 感染防止対策の必要性を伝える掲示物等について、定期的に確認すること。

（2）学校生活におけるマスクの着用について **変更**

- ◇ マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねること。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用

が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。

- ◇ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導すること。
- ◇ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、「2（1）感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方」に示すような一定の感染防止対策を講じることが望ましい（部活動等において同様の活動を実施する場合も同じ）。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ◇ 咳やくしゃみの際には、咳エチケット（※）を行うよう児童生徒に指導すること。
 - ※ 感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、人のいる方向を向かずに、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。
- ◇ 上記5点は、儀式的行事の場面においても同様であり、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等も含めて、児童生徒や教職員のほか、来賓や保護者に対しても、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねること。
 - また、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、「2（5）学校行事における感染予防の徹底＜儀式的行事＞」に示す一定の感染防止対策を講じることが望ましい。
- ◇ 児童生徒がマスク着用を希望する場合も、熱中症は命に関わる危険性があることを踏まえ、熱中症対策を優先すること。

（3）基本的な感染防止対策の徹底 **一部変更**

- ◇ 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、登下校時も含めた居場所の切り替わり等における手指衛生（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保、飲食時は飛沫を飛ばさないように注意する等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良（発熱等）があった場合は、自宅安静のうえ、登校（出勤）する前に学校へ報告するよう改めて徹底すること。
- ◇ 事業者など学校を訪問する者に対する入校時の健康チェック等を徹底すること。

(4) 感染が疑われる場合は登校（出勤）しないことの徹底 **一部変更**

- ◇ 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応を徹底すること。
- ◇ 表内の事情による自宅待機は欠席とせず出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮すること。

	状況	児童生徒・教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）（*1）
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））（*2）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））（*3）
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）	状況により個別に判断（設置者と協議すること）（*4、*5）

(*1) 小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の教職員について、代替が難しいなど一定の要件を満たす場合には、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等事務連絡）」による対応が可能

(*2) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

(*3) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

(*4) 「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要

(*5) 濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

☆ 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応を徹底すること。

	状況	児童生徒・教職員
A 1	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）（*1）
A 2	本人が学校の指示により自宅待機要請者となった（9ページ参照）	自宅待機（期間：学校が指定する期間（陽性者との最終接触日を0日目として5日間が経過する迄）（*2、*3）
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））（*4）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D 1	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	左の状況発生後に、濃厚接触者となった者、事業所の指示で自宅待機となった者、学校の指示により自宅待機要請者となった者と <u>家庭内で接触しないよう措置されており</u> 、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に <u>症状がない場合は</u> 、原則として自宅待機不要
D 2	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、感染の疑いのため事業所の指示で自宅待機となった	
D 3	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、学校の指示により自宅待機要請者となった（9ページ参照）	
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））（*5）
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D1及びD2以外の場合）	PCR等ウイルス検査を受検することになった者と <u>家庭内で接触しないよう措置されており</u> 、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に <u>症状がない場合は</u> 、原則として自宅待機不要

- (*1) 同居家族が陽性者となった場合等、その同居家族が濃厚接触者として特定される場合がある。また、小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の教職員について、代替が難しいなど一定の要件を満たす場合には、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け文部科学省初等中等教育局健康・食育課等事務連絡）」による対応が可能
- (*2) 2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機の解除可能。ただし、抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。
- (*3) 7日間経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染防止対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等）の徹底が必要。なお、マスク着用については個人の判断を基本とすることになるが、7日間経過するまでは、感染防止対策として、引き続きマスクの着用が推奨される
- (*4) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要
- (*5) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

(5) PCR等ウイルス検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底 **継続**

- ◇ 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを徹底すること。また、夜間・休日時に陽性が判明した場合に、迅速に保護者からの連絡を受領できる体制を再確認すること。
- ◇ 学級閉鎖等を実施する場合（継続又は解除する場合も含む）に、保護者等へ速やかにメール配信システム等で周知できる体制を再確認すること。
- ※ 公立高校・特別支援学校については、教職員本人がPCR等ウイルス検査を受検する場合及び陽性が判明した場合、児童生徒本人の陽性が判明した場合は、県教育委員会関係課へ速やかに連絡すること。
- ※ 公立小中学校については、設置者の指示に従い、教職員や児童生徒の陽性判明等の情報を速やかに報告すること。

(6) 新型コロナワクチン接種について **継続**

- ◇ ワクチンについては、接種が進みつつあるものの、接種による発症予防効果は100%ではないため、接種後も基本的な感染防止対策を継続すること。
- ◇ ワクチン接種後に、発熱症状などの副反応が生じることを想定した対応をとること。ワクチン接種後に、保護者等からの連絡により、体調の不安等から学校や部活動等を欠席する場合には、出席停止や部活動への欠席を認めるなど、児童生徒や保護者の心情に沿った対応をすること。

状況	児童生徒	教職員
ワクチン接種を受ける場合の取扱い	接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合には、校長の判断により、出席停止とすることができる。	接種や往復の移動に係る時間は職専免
接種後に発熱等の風邪症状が出た場合の取扱い	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とすることができる。(その他の症状があった場合も、状況を聴取したうえで適切に判断)	特別休暇

(7) 学校関係者の陽性が判明した際に、他者への影響に関する考え方 **一部変更**

- ◇ 学校関係者（児童生徒・教職員）の陽性が判明した際に、優先して行わなければならないことは、校内での感染拡大を防止することである。
濃厚接触者や接触者の特定は、最終的には保健所が行うことになるが、これを速やかに行うためにも、学校関係者の陽性が判明した場合は、以下の確認を行うこと。

① 感染者の発症日2日前までの行動を確認

- ・ 感染者が**有症状の場合は、症状が出た日（※）の2日前**
- ・ 感染者が**無症状の場合は、検査日の2日前**
(※) 発熱だけでなく、頭痛や咽頭痛、倦怠感が最初に出た日を確認
例) 「実は、前日の夜に喉が痛かった」 → 発症日は前日

② 上記2日間の行動から濃厚接触者や接触者の候補を特定

- ・ **濃厚接触者** → 原則、PCR検査を受検
結果が「陰性」→ **5日間程度自宅待機**
(保健所の指示による)
- ・ **接触者** → PCR検査を受検する場合
結果が「陰性」→ **原則通常の活動に復帰**
(保健所の指示による)

ア 濃厚接触者の候補

- ・ 学校の教育活動において、1m程度以内の距離で、基本的な感染防止対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を行わず、向かい合い声を出して（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）、飲食を共にしたり会話があったりした者（※）
(※) マスクを着用していないことのみをもって一律に特定するのではなく、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断する。

イ 接触者の候補

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（同じ学級の児童生徒）
- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（同じ部活動に所属する生徒等）

③ 保健所及び教育委員会との情報共有

- ・ 上記①②により得た情報については、保健所からの求めがあった際に速やかに提供できるよう、予め整えておくこと。
- ・ 上記①②により得た情報については、速やかに教育委員会（設置者）と共有し、協議のうえ、自宅待機とする児童生徒や教職員を決定すること。

☆ 学校関係者（児童生徒・教職員）の陽性が判明した際に、優先して行わなければならないことは、校内での感染拡大を防止することである。

学校関係者の陽性が判明した場合は、以下の確認を行うこと。

① 感染者の発症日2日前までの行動を確認

- ・ 感染者が**有症状の場合**は、**症状が出た日（※）の2日前**
- ・ 感染者が**無症状の場合**は、**検査日の2日前**
（※）発熱だけでなく、頭痛や咽頭痛、倦怠感が最初に出た日を確認
例）「実は、前日の夜に喉が痛かった」 → 発症日は前日

② 上記2日間の行動から自宅待機要請者を特定、自宅待機（出席停止）

- ・ **自宅待機要請者** → **陽性者との最終接触日を0日目として5日間が経過するまで自宅待機（濃厚接触者と同じ扱い（6日目解除））**

ア 自宅待機要請者の候補を特定

- ・ 学校の教育活動において、1 m程度以内の距離で、基本的な感染防止対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を行わず、向かい合い声を出して（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）、飲食を共にしたり会話があったりした者（※1）
（※1） マスクを着用していないことのみをもって一律に特定するのではなく、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断する。

イ 設置者、学校医等（※2）と協議のうえ、自宅待機要請者を決定（※3）、自宅待機（出席停止）

- （※2）学校医の他に、保健所を想定。保健所業務のひっ迫に伴い、濃厚接触者の特定やそのことに伴う検査は実施されないが、可能な範囲で相談可。
- （※3）自宅待機要請者は、保健所が特定した濃厚接触者ではないため、PCR等ウイルス検査を受検する義務はない。

ウ 自宅待機要請者を決定するまでの間、一時的に学級閉鎖

エ 感染の拡大状況に応じて、学級閉鎖の継続・解除を決定

<学級閉鎖の継続>

次のa、bいずれかの状況に該当し、同一学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を継続する。なお、同一の学級において、複数の児童生徒の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わないことも考えられる。

- a 陽性判明者（※4）、有症状者（未診断）（※5）及び自宅待機要請者が、合わせて学級の20%を超えた場合（※6）

(※4) 例えば、何らかの理由でしばらく登校していなかったなど、他の児童生徒と10日間程度接触がなかった児童生徒が陽性判明した場合を除く。

(※5) 「健康チェックカード」に掲載されている該当症状を有する者で、未診断のため新型コロナウイルスに感染しているか否かが不明な者。

(※6) 同居家族の陽性判明に伴って保健所から濃厚接触者として特定された児童生徒を含む。なお、例えば、明らかに家族内感染として特定できるなど、児童生徒の間で感染経路に関連がない場合は、除外することもできる。

b その他、設置者が必要と判断した場合

<学級閉鎖の期間>

週休日等を含めた3～5日間を目安として、設置者、学校医等と協議のうえ、判断（自宅待機要請者を特定するために行った一時的な学級閉鎖の期間を含む）（※）

（※） 未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者について検査により陰性が確認できた場合等には、3～5日間を目安として、当初予定した学級閉鎖の期間よりも短縮することができる。

<学年閉鎖、学校休業の対応>

学年閉鎖： 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校全体の臨時休業： 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

③ 保健所及び教育委員会との情報共有

- ・ 上記①②により得た情報については、保健所からの求めがあった際に速やかに提供できるよう、予め整えておくこと。
- ・ 上記①②により得た情報については、速やかに教育委員会（設置者）と共有し、協議のうえ、自宅待機とする児童生徒や教職員を決定すること。

2 感染リスクの高い活動の回避

(1) 感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方 **変更**

- 以下の感染リスクが比較的高い学習活動は、一時的に停止すること。

☆ (○に同じ)

- 活動の場面に応じて、次のA、Bに加え、必要な感染防止対策を講じることが望ましい。

A 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること。

B 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。

① 【各教科等共通】「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・ A、Bを行うこと。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。

【各教科等共通】「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ A、Bを行うこと。
- ・ 近距離で向かい合っただけの発声は控えること。

② 【理科】「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・ A、Bを行うこと。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

③ 【音楽】「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・ A（教室の構造や周囲の状況も踏まえたうえで）、Bを行うこと。
- ・ 体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控えること。

④ 【図画工作、美術、工芸】「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ A、Bを行うこと。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

⑤ 【家庭、技術・家庭】「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ A、Bを行うこと。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること。

⑥【体育、保健体育】「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ A（屋内で実施する場合）、Bを行うこと。
- ・ 大声での発声は控えること。
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること。

(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項 **変更**

- 「組み合ったり接触したりする運動」（柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動等）は、一時的に停止すること。
- ☆ （○に同じ）
- 「組み合ったり接触したりする運動」は、「2（1）感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方」を参考に感染防止対策を講じることが望ましい。

(3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項 **変更**

- 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」は、一時的に停止すること。
- ☆ （○に同じ）
- 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」は、「2（1）感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方」を参考に感染防止対策を講じることが望ましい。

(4) 校外活動の制限 **一部変更**

- 校外学習や遠足、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、延期又は中止とすること。真に必要と認める場合は、県教育委員会（設置者）と事前に協議をすること。
- ※ ただし、企業見学や就業体験（インターンシップ）等、児童生徒の進路に直結するもので、日程変更が困難なものについては、直行直帰など感染防止対策を徹底のうえ、実施可とする。（教育委員会との事前協議は不要）
- ☆ （○に同じ）
- 上記活動等については、感染防止対策を徹底して実施すること。特に、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、受け入れる企業等と感染防止対策について十分に協議・調整し、内容変更の必要性や実施の可否を検討

すること。

- ※ 「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域で実施しないこと。
- ※ なお、上記活動等については、再度の感染拡大等により中止や延期が必要となる場合も想定し、業者等と事前に十分協議・調整しておくこと。
- ※ 児童生徒と接する者に対しても、健康チェック等を依頼すること。

● 修学旅行については、延期又は中止とすること。

☆ 修学旅行については、行き先の感染状況なども見ながら、設置者と協議のうえ、感染防止対策を徹底して決定すること。

※ 「修学旅行実施マニュアル」に基づき対応すること。

○ 修学旅行については、感染防止対策を徹底して実施すること。

※ 「修学旅行実施マニュアル」に基づき対応すること。

◇ 集会や発表会等を実施する際は、オンラインの活用も検討すること。

◇ 公共施設等を利用した行事については、収容人数など利用施設が示す感染防止対策を遵守するとともに、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

(5) 学校行事における感染予防の徹底 **変更**

● 学校行事(体育祭/運動会・文化祭等)及び準備活動は延期又は中止とすること。

延期又は中止が困難な場合は、感染防止対策を徹底し、各学校で開催方法等を工夫して実施すること。

☆ (○に同じ)

○ 感染防止対策を徹底して実施すること。必要に応じてオンラインを活用するなど工夫して実施すること。

以下の内容は、実施する場合の留意事項

<儀式的行事>

- ・ 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえたうえで、感染防止対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応すること。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は参加を控えるよう徹底すること。
- ・ 参加者への手洗いや咳エチケット等を推奨すること。
- ・ アルコール消毒薬の設置、こまめな換気等を実施すること。
- ・ 可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保

すること。

- ・ 国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。
 - ・ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保したうえで、感染防止対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないほか、感染防止対策上での実施内容の精選や時間の短縮は必要ないこと。
- < 体育祭（運動会）、球技大会等の体育的行事、文化祭等の文化的行事、その他の学校行事（遠足・集団宿泊的行事を除く） >
- ・ 上記< 儀式的行事 >を参考に、それぞれの行事の意義等を踏まえつつ、適切な対応を講じること。

(6) 食事をとる場面における留意事項 **一部変更**

- ◇ 食事前後の手洗い（手指衛生）を徹底すること。
- ◇ 食事中の換気対策を徹底すること。
- ◇ 食事をとる場面においては、飛沫を飛ばさないように注意すること。具体的には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

3 遠隔授業等の推進

(1) オンライン等による学習支援 **継続**

- ◇ コロナ不安等により登校できない児童生徒に対しては、オンライン等による学習支援を継続すること。
- ◇ 学校単位での臨時休業や、学年・学級単位での自宅学習をせざるを得ない状況になる事態が発生することを想定し、オンライン等による学習支援を行える体制を整えておくこと。
- 急な自宅待機の要請や登校に不安を感じる児童生徒に対する在宅でのオンライン学習支援を速やかに実施できるよう、必要な対応を行うこと。

☆ (●に同じ)

(2) 時差登校の実施 **継続**

- ◇ 公共交通機関の利用状況や地域での感染状況に応じて、登校時の密を避ける時差登校について検討、実施すること。

(3) 外部模擬試験等への対応 **継続**

- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等について、高校1、2年生は自宅解答への切り替え等を検討、実施すること。高校3年生についても自宅解答を基本とするが、自宅解答への切り替え等が困難な場合には、感染防止対策について主催者等と十分に協議・調整し、実施すること。
- 外部団体による資格・検定試験等は、延期又は中止すること。延期又は中止が困難な場合は、主催者等と感染防止対策について十分に協議・調整し、学校を会場とする場合は、3つの密を回避するなど感染防止対策を徹底すること。

☆ (○に同じ)

- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等や外部団体による資格・検定試験等は、主催者等と感染防止対策について十分に協議・調整し、感染防止対策を徹底して実施すること。

4 部活動における対応

(1) 練習時間、練習試合等 **一部変更**

● (緊急事態措置区域の指定期間)

活動を休止すること。ただし、全国大会等に出場する、あるいは2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する部活動に限り活動可能とすること。

- ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
- ・ 土曜日、日曜日の活動については、いずれかの1日、3時間以内とすること。

- ・ 県内外を問わず、他校との練習試合は実施しないこと。
 - ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
 - ・ 合宿等は実施しないこと。
- (まん延防止等重点措置区域の指定期間)
- ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
 - ・ 土曜日、日曜日の活動については、全国大会等に出場する、あるいは2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する部活動に限り可能とし、土曜日又は日曜日のいずれかの1日、3時間以内とすること。
 - ・ 県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合は原則として実施しないこと。真に必要と認める場合は、県教育委員会(設置者)と事前に協議をすること。
 - ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
 - ・ 合宿等は実施しないこと。
 - ・ 感染状況によっては、緊急事態措置区域の指定期間と同様の扱いとすることがある。(その場合は、別途通知)
- ☆ (感染再拡大時(1日当たりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合)の指定期間)
- ・ (部活動の活動停止については、「1(7)学校関係者の陽性が判明した際に、他者への影響に関する考え方」の☆に同じ。)
 - ・ 通常の部活動(校内練習、練習試合)においても、各競技団体等のガイドラインを活用するなど、公式戦と同水準の感染防止対策を行うこと。
 - ・ 公式大会前の時期においては、通常時以上の感染防止対策に取り組むことについて、部全体で意識共有すること。
- 学校全体でオンライン学習支援等を実施している期間は、部活動は停止すること。
- ☆ (○に同じ)
- 感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県中学校部活動指針」「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。(週当たり2日以上休養日、少なくとも平日1日・休日1日以上休養日を設定し、平日2時間程度、休日3時間程度の活動)
 - 活動に当たっては、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間で実施できなかった活動内容を回復することを優先した過度な計画とならないよう、「真に必要な時間、内容は何か」という考えのもと、管理職が部顧問と協議し、活動計画を決定すること。

- 対外試合等の実施は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に確認したうえで、検討すること。宿泊を伴うものについては、宿泊を伴う修学旅行と同様の対策を講ずること。(いずれの場合も、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域にある学校とは実施しない。)
- 校外での活動の際は、移動時の感染防止対策を徹底するとともに、大会等の主催者や施設管理者等が定める感染防止対策を遵守すること。
- 学級閉鎖期間中の公式大会への出場については、令和4年7月15日付け体健第371号による。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底 **一部変更**

- ◇ 活動開始前は手指衛生等の対策を徹底するとともに、指導者が「健康チェックカード」で当日の健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させること。顧問についても同様の場合には指導に従事せず、直ちに帰宅すること。
- ◇ 公式試合参加の場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- ◇ 卒業生などの外部からの訪問については、入校時に健康状態を確認することを徹底すること。
- ◇ 手指衛生の徹底(アルコール手指消毒薬を練習場に必ず持ち込むなど)も行うこと。部室、手洗い場、トイレなどにアルコール手指消毒液を増設するなど、場面が切り替わるタイミングでこまめに手指消毒ができるようにすること。
- ◇ これらの感染防止対策の基本は、学校外のスポーツクラブ等に所属して活動する児童生徒や保護者、指導者にも共通した方針とするよう周知を図ること。
- ◇ 飛沫感染を防ぐため、水飲み場に並んでうがいをしていないよう徹底すること。

(3) 練習内容 **一部変更**

- 「2(1) 感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方」で示す「感染リスクが比較的高い学習活動」の内容を含むものについては、回避すること。
- なお、合唱部や吹奏楽部等の音楽系部活動においては、「2(1) 感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方」で示す感染防止対策を徹底したうえで、最小限に絞った活動とすること。
- ☆ 通常の部活動(校内練習、練習試合)においても、各競技団体等のガイドラインを活用するなど、公式戦と同水準の感染防止対策を行うこと。
- ☆ 公式大会前の時期においては、通常時以上の感染防止対策に取り組むことについて、部全体で意識共有すること。
- ☆ (○に同じ)

- 「2（1）感染リスクが比較的高い学習活動についての考え方」を参考に感染防止対策を講じることが望ましい。

（4）飲食時等の対応 **一部変更**

- ◇ 休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など児童生徒の間隔を十分に確保することが困難な場合は、特に感染防止対策を徹底すること。

（5）部室の利用 **一部変更**

- ◇ 部室を利用する際は、換気を徹底するとともに、3つの密を可能な限り避けること。なお、対応が困難な場合は、例えば、更衣のタイミングをずらす、他の更衣スペースを準備するなど工夫をすることが望ましい。

5 家庭と連携した学校外の日常生活における感染防止対策の徹底 **一部変更**

- 県外はもとより、県内であっても不要不急の外出は自粛すること。
- ☆ （○に同じ）
- 県外への外出は、3つの密の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。特に、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外出は自粛すること。
- ◇ すぐメールや保護者宛文書等のあらゆる機会・手段を通して、家族ぐるみで感染防止対策の徹底を依頼すること。
- ◇ 日常生活における基本的な感染防止対策（3つの密の回避・手指衛生（十分な手洗い）、換気等）を徹底すること。
- ◇ 特に心配な症状（高熱等）がある場合は、速やかにその旨を学校へ連絡するとともに、医療機関を受診すること。
- ◇ ワクチン接種後においても基本的な感染防止対策を継続すること。

6 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

(1) 寮等の室内での感染防止対策 **一部変更**

- ◇ 一人一室を原則、難しい場合には、咳エチケットの徹底と近距離で大声での会話を避けるなど居室の感染防止対策を徹底するとともに、居室の換気を適切に行うこと。
- ◇ よく手を触れる箇所にはできる限りアルコール手指消毒薬を設置するとともに、ボトル設置箇所には必ず使用を促す目立つ掲示を行うこと。
- ◇ よく手を触れる箇所の1日1回以上の定期的消毒を徹底すること。
- ◇ 「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(2) 共用スペース（食堂や浴室等） **一部変更**

- ◇ 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 食堂や浴室等の換気を適切に行うこと。
- ◇ 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- ◇ 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- ◇ 食事をする場面については、「2（6）食事をする場面における留意事項」を参考に感染防止対策を講じること。